

津波ハザードマップを配布しました！

町では、津波ハザードマップを作成し、広報5月号（折り込み）で配布しました。このハザードマップは、浸水地域を予想したものでなく、海面からの高さを示したもので4段階の標高分布で高さ30メートルまで記載しています。

浸水予測ではなく

標高別で表示

通常のハザードマップは浸水を予測し、地図上に表示するのに対し、この度、町で作成したハザードマップは、海面からの高さを表示したものにります。

これは、平成23年3月に起きた東日本大震災では、想定を超える津波により大きな被害をもたらした。数多くの尊い命が奪われました。この津波から身を守るためには、津波警報・注意報が発令されたときに、自らが判断し、避難しなければなりません。そのためにも日頃から地域の海面高さを確認しておく必要があることから、標高別でのハザードマップを作成しました。

迅速に避難できるように

日頃から心がけを！

迅速な避難を行うためにも必要な知識を身につけ、「自分の命は自分で守る」「自分の住んでいる地域は自分たちで守る」を日頃から心がける必要があります。今回配布したハザードマップを活用し、今後の防災・減災対策に役立てていただければと思います。

ホームページから

マップをダウンロード

町ホームページからマップ等をダウンロードすることができます。スマートフォンからでもハザードマップを閲覧できるのとても便利です。



パソコン
スマートフォン
からでも閲覧
できます。

消火活動協力者が使用した消火器の無償交換について

一般社団法人北海道消防設備協会函館支部が平成25年4月から社会貢献事業として、火災に際して善意により初期消火を行った方が使用した消火器の無償交換等を行っています。

檜山広域行政組合では、この事業が初期消火と火災予防の推進に資するものとして、消火器の補助事業の周知や手続きについて協定を結び事業の推進に協力しています。

- 補助の対象となる消火器は、火災に直接関係の無い方などが善意により初期消火を行うために使用した消火器です。（火災の関係者が保険等により補てんした場合を除きます。）
- 応急消火義務者（火災の原因者・火災建物の居住者など）が所有する消火器や火災が発生した建物に法令の規定により設置が必要とされる消火器は補助の対象外です。
- 北海道内では、札幌市が平成23年4月1日から消火薬剤補助を行っているほか、釧路市や小樽市等でも同様の事業を行っています。



【問い合わせ先】

上ノ国消防署 予防係
Tel 55-2071

○平成24年度

563件 計6,012,550円

○平成25年度

平成25年4月1日から5月17日まで
108件 計1,165,000円

・ふるさと寄附
（ふるさと納税）

寄附寄贈
ありがとうございます
ございました



住基カードをご存知ですか？

住基カードは町が希望者に交付するICカードで、転入手続きの簡素化など行政サービスが受けられます。詳しくは平成24年広報8月号をご覧ください。